

上地流唐手道修武会 段位・免許等認証規程

(目的)

第1条 本規程は、上地流唐手道修武会(以下「本会」という。)規約(以下「規約」という。)第15条に基づき、その段位、免許等の認証に関し、必要な事項を定める。

(受験資格)

第2条 段位の認定を希望する者は、本会が定める別紙1の修行年数、年齢等の条件を満たさなければならない。

(段位認証)

第3条 本規程に基づき審査を受験し合格した者に対しては、初段から八段位までの段位認定証書を交付する。

(称号認証)

第4条 本規程に基づき適格審査を行い、その資格ありと認められた者に対しては、称号認定証書を交付する。

- (1) 範士号:八段位取得者で、本規程に定める条件を満たす者
- (2) 教士号:六段位以上の取得者で、本規程に定める条件を満たす者
- (3) 錬士号:五段位以上の取得者で、本規程に定める条件を満たす者

(免許認証)

第5条 本規定に基づき適格審査を行い、その資格ありと認められた者に対しては、免許認定証書を交付する。

- (1) 師範免許:五段位以上
- (2) 指導員免許:二段位以上

(段位審査手続き)

第6条 昇段審査は次の手続きにより実施するものとする。

- (1) 本会で審査を受ける者は、本会あて別紙2の申請書により申し込むこととし、別紙3に定める審査・登録料を本会が指定する口座に納付しなければならない。
- (2) 本会に加盟する団体・道場等で審査を受ける者は、各加盟団体・道場等あて別紙2の申請書により申し込むこととし、別紙1に定める登録料を加盟団体・道場等を経由して本会が指定する口座に納付しなければならない。
- (3) 本会加盟の団体・道場等で審査可能な段位の上限については、本会理事会にて個別に指定を行う。但し、五段位以上については、原則として本会で直接審査を行うものとする。

(段位審査科目)

第7条 昇段審査科目及び合格基準は別紙3のとおりとする。

(段位審査開催期日)

第8条 昇段審査の開催期日は、次のとおりとする。

- (1) 本会が行う昇段審査は年2回とし、原則として5月及び11月に実施する。但し、必要に応じ、臨時に審査を行う場合がある。
- (2) 本会加盟団体・道場等が行う昇段審査の期日については、各加盟団体・道場にて個別に定めるものとする。

(昇段審査実施体制)

第9条 審査は、原則として本会理事会が認めた複数の審査委員の採点により行なうものとする。

(段位特別認定)

第10条 第7条の規定にかかわらず、特に成績優秀であり他会員の模範と認められる者、または特別の事情により必要と認められる者については、本会理事会の審議により相当の段位を認めることができるものとする。

(黒帯の使用)

第11条 昇段審査合格者には黒帯の着用を認めるものとする。

(他会派等からの移籍者)

第12条 他会派からの移籍者については、本会が定める審査科目習得後に、移籍時に保有する段位の受験資格を認めるものとする。

(称号審査)

第13条 範士、教士、錬士の称号認証を受けようとする者は、別紙4の申請書に別紙1に定める審査・登録料を添えて本会あて申し込むものとする。

2 称号審査については、原則として段位審査に併せて行うものとする。

(免許審査)

第14条 師範または指導員免許の認証を受けようとする者は、別紙4の申請書に別紙1に定める審査・登録料を添えて本会あて申し込むものとする。

(称号・免許認証基準)

第15条 範士、教士、錬士の称号審査及び師範、指導員免許については、人格、識見、技術、指導実績、及び本会または加盟団体・道場等の活動に対する貢献等を総合的

に勘案し、本会段位・免許等審査委員会及び理事会にてその資格ありと認めた場合に認証する。なお、必要に応じ、本人または推薦者に対し段位・免許等審査委員会にて面接を行う場合がある。

(段位審査・登録料の適用特例)

- 第16条 本会が実施する昇段審査において不合格となった者は、次回に限り当該段位についての審査料を免除する。
- 2 本会が実施する段位審査を受験した者で遠隔地から参加して不合格となった者については、合格基準を満たさなかった審査科目について所定の補習を行い、終了後に合格の認定を行うことができるものとする。
 - 3 本会に加盟する海外団体・道場等について、当該所在国の経済情勢等によって審査・登録料に関し特別の考慮が必要とされる場合は、別途理事会にて相当の額に変更することができるものとする。

(その他)

- 第17条 本規程に定めのない事項については、理事会で審議決定するものとする。

(適用)

- 第18条 本規程は2022年3月1日より適用する。
本規程は 2024 年 2 月 1 日より改定適用する。
*初段・二段位の審査料を 5,000 円から 10,000 円に改定

1. 段位審査受験資格及び審査・登録料

受験 段位	継続修行年数	現有段位取得か らの経過年数	最低年齢	上段:審査料 下段:登録料
初段	2年以上		14歳以上	10,000 円 5,000 円
二段	3年以上	1年以上	16歳以上	
三段	5年以上	2年以上	18歳以上	10,000 円 10,000 円
四段	7年以上	3年以上	20歳以上	
五段	10年以上	4年以上	25歳以上	15,000 円 15,000 円
六段	15年以上	5年以上	30歳以上	
七段	21年以上	6年以上	40歳以上	20,000 円 20,000 円
八段	28年以上	7年以上	50歳以上	20,000 円 30,000 円

※上記年数は週2回以上の稽古参加を目安とする

2. 称号認定申請資格及び審査・登録料

称号	申請資格	審査・登録料
範士	八段位を保有し、通算で30年以上継続して指導に当たる者	名誉顕彰
教士	六段以上の段位を保有し、通算で20年以上継続して指導に当たる者	10,000 円
錬士	五段以上の段位を保有し、通算で15年以上継続して指導に当たる者	

3. 免許認定申請資格及び審査・登録料

免許	申請資格	審査・登録料
師範	五段以上の段位を保有し、所属団体・道場等から推薦のあった者	20,000 円
指導員	二段以上の段位を保有し、所属団体・道場等から推薦のあった者	10,000 円

4. その他

海外の加盟団体・道場等に所属する者の審査・登録料については、上記に為替手数料等を付加して納付するものとし、その額は個別に理事会で定める。

段位認定審査科目

段位	補助 運動	三戦 鍛え	小手 鍛え	約束 組手	指定型	指定型 分解	自由 組手	筆記 試験
初段	○	○	○	○	完子和～十三	十三	○	○
二段	○	○	○	○	完子和～十六	十三	○	—
三段	○	○	○	○	完子和～完戦	十三	○	—
四段	○	○	○	○	完子和～三十六	十三	○	—
五段	○	○	○	○	完子和～三十六	十三	○	—
六段	—	○	—	—	十三、三十六	三十六	—	—
七段	—	○	—	—	十三、三十六	三十六	—	—
八段	—	○	—	—	十三、三十六	—	—	—

※全科目が満点の8割以上の場合は合格、それに満たない場合は不合格とする。

※※自由組手審査については女性及び40歳以上の男性は希望者のみ実施する。

称号・免許審査申請書

2024.2.1ver

申請者名 (年齢)	(歳)	推薦者名	※推薦者自書
住所		TEL	
所属	※団体・道場名	通算指導歴	年 カ月
現在の称号		取得年月日	年 月
現在の免許		取得年月日	年 月
申請の称号 または免許		審査・ 登録料	円
推薦者記入 (人格、技 量、指導実 績、組織貢 献等)			